



全国健康保険協会 静岡支部

協会けんぽ

一 業 務 案 内 一

健康保険給付・保険証の再交付

業務グループ

お問い合わせは…☎054-275-2770

療養費

やむを得ない状況で保険診療を受けることができず、自費で受診した時
・資格取得の手続き中で健康保険証未交付のため保険診療が受けられなかったとき
・療養のため、医師の指示でコルセット等を装着した時 等

傷病手当金

病気やけがで仕事を休み、給与を受けられない時
一日につき標準報酬月額 \times 3分の2を欠勤4日目から1年6か月の範囲で支給

出産育児一時金

妊娠4か月以上で出産した時
1児につき42万円を支給(妊娠22週未満または産科医療保障制度に加入していない医療機関等において出産した場合は40万4千円)

出産手当金

妊娠4か月以上で出産のため仕事を休み給与を受けられない時
1日につき標準報酬月額 \times 3分の2を出産日以前42日(多胎の場合は96日)、出産の日後56日の期間支給

埋葬料

死亡した時
被保険者や被扶養者が亡くなられたとき、58万円の範囲で支給

高額療養費

医療費の自己負担額が高額になった時
一か月の医療費が高額になった時に自己負担額を超えた分を給付

限度額適用 認定証

入院等の窓口負担を軽減したい時(70歳未満の方のみ)
一か月の医療費が高額になった時に自己負担額を超えた分の**支払いが不要に**

保険証等の 再交付

保険証・高齢受給者証を紛失・棄損した時
再交付申請を行い、新しく交付を受けてください

任意継続保険（退職後の健康保険について）

業務グループ

お問い合わせは…☎054-275-6603

- 退職後の健康保険については以下の三つの選択肢がございます。
それぞれの加入先へお問い合わせください。

| | | | |
|------|-----------------------|----------------------|--------------------|
| 加入先 | 協会けんぽの任意継続 | 国民健康保険 | ご家族の健康保険 (被扶養者) |
| 手続き先 | お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部 | お住まいの市町村の 国民健康保険課 | ご家族の勤務先 |

協会けんぽの任意継続に加入する場合条件が2点ございます。
・資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に申請書を提出すること
・資格喪失日までに継続して2か月以上加入期間があること

健診・保健事業

保険グループ

- 生活習慣病予防検診
生活習慣病の発見のために、**被保険者(ご本人)**が受けることができる健康診断です。
お問い合わせは…☎054-275-6605
- 特定健康診査(特定健診)
糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病の予防を目的としており、メタボリックシンドロームに着目して行われる**被扶養者(ご家族)**用の健康診断です。

レセプト点検業務

レセプトグループ

- 内容点検・資格点検
医療機関等からの保険請求が適正か、受診者が診療を受ける資格があるか等、医療費の審査(レセプト点検)のほか、医療費のお知らせ等を行います。
お問い合わせは…☎054-275-6607
- 外傷点検
医業務上・通勤途上のけがについては健康保険は使えません。また、交通事故など相手のいる傷病の場合は、「**第三者行為による傷病届**」の提出が必要です。

その他業務

企画・総務グループ

お問い合わせは…☎054-275-6602

支部の運営方針・予算・事業計画の策定、保険料率の算定。データの解析、広報等を行っております。



全国健康保険協会 静岡支部

協会けんぽ

【業務時間】8:30~17:15

土日、祝日、年末年始を除く

〒420-8512

静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2

静岡呉服町スクエア13階